食品関連団体 御中

消費者庁 表示対策課長

保健機能食品以外の食品における表示の適正化について(協力要請)

日頃から、食品表示の適正化の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

一般消費者に販売される食品につきましては、平成27年4月から食品表示法(平成25年法律第70号。)第4条第1項に基づく食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)により、適正に表示することが義務付けられるところです。

これまでの食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第1条第6項は、保健機能食品以外の食品にあっては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨の表示をしてはならないと規定しており、「健康食品に係る制度に関する質疑応答集」(平成17年2月28日食安新発第0228001号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室長通知)では、保健機能食品と紛らわしい名称の具体例として、「機能〇〇食品」等を示しています。

また、本年4月1日から食品表示法が施行されることにより、機能性表示食品制度が創設され、機能性表示食品も保健機能食品として位置付けられるところ、同法に基づく食品表示基準(以下、単に「食品表示基準」といいます。)第9条第1項第10号等では、保健機能食品以外の食品にあっては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨の表示をしてはならないと規定しています。

健康増進法(平成14年法律第103号)第32条の2第1項(本年4月1日以降は同法第31条第1項となる。以下同じ。)は、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康保持増進効果等について著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならないと規定しており、例えば、「機能〇〇食品」等と表示することにより健康保持増進効果等について著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示に該当する場合、当該表示は健康増進法上問題となるおそれがあります。

さらに、当該表示が一般消費者に実際のものよりも著しく優良であると誤認される表示に該当する場合、当該表示は不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号) 上も問題となるおそれがあります。

消費者庁は、これまでも、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視を定例的に実施してきましたが、今般、食品表示法の施行を間近に控え、通常のインターネット監視とは別に、緊急かつ集中的に、インターネットにおける「機能○○食品」等の

表示状況について、本年3月20日から同月24日までを期間として監視したところ、25事業者による32商品の表示や広告について、健康増進法第32条の2第1項の規定に違反するおそれが認められました。

このため、当庁は、本日、これらの事業者に対し、表示や広告の改善を要請するととも に、ショッピングモール運営事業者に対しても表示の適正化について要請しました。

一般消費者が自主的かつ合理的に商品を選択するためには、その流通に携わる事業者が 適正な食品表示に心がけ、著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような健 康増進法で禁止される表示を行わないことが重要です。

また、食品表示法の施行後は、事業者は食品表示基準を遵守しなければなりません。

つきましては、貴団体において、傘下の事業者に対して、食品表示の適正化に取り組むと ともに、食品表示基準を遵守するよう改めて周知を図っていただくことを要請いたします。

金蝉の機能性表示食品の 広告等に関するQ&A (平成27年11月24日公表)





Q 1 生鮮の機能性表示食品を、一般の野菜や果物が置かれている生鮮 売り場で販売しても問題はないですか。

生鮮の機能性表示食品を、一般の野菜や果物が置かれている生鮮売り場で販売することが、直ちに、景品表示法上問題となることはありません。

しかし、例えば、当該生鮮売り場において機能性が表示された店頭ポップやのぼり旗を掲げる ことにより、他の野菜や果物も機能性表示食品であると消費者に誤認されるおそれがある場合、 このような表示は、景品表示法又は健康増進法上問題となるおそれがあります。

Q 2 箱詰めされた生鮮の機能性表示食品をばら売りしたり、袋詰めし 直して販売しても問題とはなりませんか。

機能性表示食品は、食品表示法に基づく食品表示基準において、容器包装に入れて販売するものとされており、容器包装に入れずにばら売りすることは認められません。そのため、容器包装に入れずに、店頭ポップ等に機能性表示食品と表示して販売した場合には、食品表示基準に違反することになります。

また、機能性表示食品を販売する際は、表示見本として消費者庁に届出された容器包装を使用する必要があります。そのため、届出されていない袋などの容器包装に詰め直し、機能性表示食品として販売することは、食品表示基準に違反することになります。

Q3 生鮮の機能性表示食品と同じ機能性関与成分を含む他の生鮮食品 について、その成分の機能性を広告しても問題とはなりませんか。

生鮮の機能性表示食品と同じ機能性関与成分を含む食品について、消費者に当該成分の機能性を表示することは、あたかも、当該食品が機能性表示食品であるかのように誤認されるおそれがあるため、このような表示は、景品表示法又は健康増進法上問題となるおそれがあります。

また、機能性表示食品ではない食品に、機能性表示食品と紛らわしい名称等を表示することは、食品表示基準にも違反することになります。

Q 4 生鮮の機能性表示食品を販売する際、店頭ポップ等で、機能性関与 成分やその他の成分の機能性を広告しても問題はないですか。

機能性表示食品として届け出た生鮮食品について、店頭ポップ等で機能性関与成分の機能を表示することが、直ちに、景品表示法及び健康増進法上問題となるものではありません。

しかし、実際のものよりも著しく優良であると誤認される表示をしたり、健康保持増進効果等について、著しく事実に相違する表示をするときは、景品表示法又は健康増進法上問題となるおそれがあります。

また、店頭ポップ等で機能性関与成分以外の成分の機能性を表示することは、あたかも、当該成分が機能性関与成分であるかのように消費者に誤認されるおそれがあるため、このような表示は、景品表示法又は健康増進法上問題となるおそれがあります。

食品衛生法 (抜粋)

(昭和二十二年法律第二百三十三号)

- 第十九条 内閣総理大臣は、一般消費者に対する食品、添加物、器具又は容器 包装に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、消費者委員会 の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物又は前条第一項の規 定により規格若しくは基準が定められた器具若しくは容器包装に関する表示 につき、必要な基準を定めることができる。
- ② 前項の規定により表示につき基準が定められた食品、添加物、器具又は容器包装は、その基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。
- 第二十条 食品、添加物、器具又は容器包装に関しては、公衆衛生に危害を及 ぼすおそれがある虚偽の又は誇大な表示又は広告をしてはならない。

食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣 府令(抜粋)

(平成二十三年内閣府令第四十五号)

- 第一条 食品衛生法 (以下「法」という。)第十九条第一項 の規定により、 表示を行うべき食品又は添加物は、他の法令に定めるもののほか、次の各号 に掲げるものとする。
- 2 前項(第十一号の二を除く。)に定める食品又は添加物であって販売の用に供するものは、次に掲げる事項を容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装。第五条から第八条まで、第十六条及び第十九条において同じ。)を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載しなければならない。
 - 一~四十五 (省略)
- 3~5 (省略)
- 6 保健機能食品以外の食品にあっては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨の表示をしてはならない。
- 7~8 (省略)

「健康食品」に係る制度に関する質疑応答集について(抜粋)

(平成 17 年 2 月 厚生労働省医薬品局食品安全部基準審査課開発食品保健対策室長)

問9 保健機能食品以外の食品については、保健機能食品と紛らわしい名称 を表示してはならないこととされているが、具体的にはどのような名称か。

例えば「特定保健食品」「特定機能食品」、「保健〇〇食品」「機能〇〇食品」 等で、特に「機能」「保健」の文字が含まれているものを指す。

食品表示法 (抜粋)

(平成二十五年法律第七十号)

(食品表示基準の策定等)

- 第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。
 - 一 名称、アレルゲン(食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第 八項及び第十一条において同じ。)、保存の方法、消費期限(食品を摂取する 際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において 同じ。)、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事 業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項
 - 二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が 遵守すべき事項

2~6 (省略)

(食品表示基準の遵守)

第五条 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品 の販売をしてはならない。

(指示等)

第六条 食品表示基準に定められた第四条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)が表示されていない食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣(内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣総理大臣)は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2~4(省略)

5 内閣総理大臣は、第一項又は第三項の規定による指示を受けた者が、正 当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対 し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6~8(省略)

(公表)

第七条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(不当景品類及び不当表示防止法の適用)

第十四条 この法律の規定は、不当景品類及び不当表示防止法 (昭和三十七年 年法律第百三十四号)の適用を排除するものと解してはならない。

食品表示基準 (抜粋)

(平成27年内閣府令第10号)

(表示禁止事項)

- 第九 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。
 - 一 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
 - 二 第三条及び第四条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語 三〜七(省略)
 - 八 機能性表示食品にあっては、次に掲げる用語
 - イ 疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語
 - 口 第七条の規定に基づく栄養成分の補給ができる旨の表示及び栄養成分 又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合を除き、消費者庁長 官に届け出た機能性関与成分以外の成分(別表第九の第一欄に掲げる栄 養成分を含む。)を強調する用語
 - ハ 消費者庁長官の評価、許可等を受けたものと誤認させるような用語
 - 二 別表第九の第一欄に掲げる栄養成分の機能を示す用語
 - 九 栄養機能食品にあっては、次に掲げる用語
 - イ 別表第十一に掲げる栄養成分以外の機能を示す用語
 - ロ 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語
 - 十 保健機能食品(特定保健食品、機能性表示食品及び栄養機能食品をいう。以下同じ。)以外の食品にあっては、保健機能食品と紛らわしい名 称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語 +-~+二 (省略)
- 十三 その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示 2 (省略)

健康増進法(抜粋)

(平成十四年法律第百三号)

(誇大表示の禁止)

第三十二条の二 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項(次条第三項において「健康保持増進効果等」という。)について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

2 (省略)

(勧告等)

- 第三十二条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の 伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当 該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。
- 2 内閣総理大臣は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくて その勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る 措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 (省略)

不当景品類及び不当表示防止法(抜粋)

(昭和三十七年法律第百三十四号)

(不当な表示の禁止)

- 第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号の いずれかに該当する表示をしてはならない。
- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの
- 2 内閣総理大臣は、事業者がした表示が前項第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第六条の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

(措置命令)

- 第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第 一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差 止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又は これらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その 命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、次に掲げる者 に対し、することができる。
- 一 当該違反行為をした事業者

- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者